

## 議会運営委員会委員会調査報告書

令和6年8月5日（月）から6日（火）まで、三重県議会及び滋賀県議会において、議会運営の状況及び議会における手続のオンライン化について調査を実施したところ、その概要は次のとおりでした。

神奈川県議会議長 柳 下 剛 様

議会運営委員会委員長 河 本 文 雄

## 1 調査の概要

- (1) 調査箇所 三重県議会及び滋賀県議会
- (2) 出席委員 河本文雄委員長、亀井たかつぐ副委員長、  
難波達哉、田中信次、芥川薫、山本哲、あらい絹世、  
しきだ博昭、菅原あきひと、栄居学、市川よし子、京島けいこ、  
石川裕憲、おだ幸子、日浦和明の各委員
- (3) 随行者 井上参事兼課長、山際グループリーダー、山谷主事（議会局議事課）
- (4) 調査日 令和6年8月5日（月）から6日（火）まで
- (5) 行程 【8月5日】  
新横浜駅 → 津駅 → 三重県議会 → 大津駅 → 大津市内（泊）  
【8月6日】  
大津市内 → 滋賀県議会 → 大津駅 → 新横浜駅

## 2 三重県議会

### (1) 調査目的

三重県議会では、地方自治法の改正に伴う議会における手続のオンライン化を検討中であり、発言通告書については、法改正前からオンラインによる提出を可能としている。

また、令和2年11月に、オンラインを活用した委員会が開催できるよう委員会条例等を改正し、実際に委員がオンラインにより委員会に出席した事例がある。

そこで、今後、当県議会においても、議会における手続のオンライン化を検討する際の参考とするため、また、実際に委員会のオンライン出席があった場合の運営の参考とするため、三重県議会における取組を調査するとともに、議会運営に関する取組を把握し、当県の議会運営の向上に資するものとする。

### (2) 三重県議会事務局出席者

議長、議事課長、企画法務課政策法務監及び企画法務課企画広聴班長ほか

### (3) 委員長挨拶



### (4) 三重県議会議長挨拶

## (5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

- ア 議会の構成
- イ 会期
- ウ 議会運営委員会
- エ 本会議の運営
- オ 委員会
- カ 議案の説明に係る協議等の場
- キ 請願書及び陳情書について
- ク 議会改革の取組状況
- ケ 議会における手続のオンライン化について

## (6) 質疑応答

**質 疑** 委員会のオンライン出席の実績について、常任委員会で1回ということだが、試行的ではなく、実際に出席した議員がいたということか。

**応 答** 試行的ではなく、実際に正式な委員会の場にオンラインで出席された。

**質 疑** 神奈川県では、オンライン出席が認められる事由は「大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由」であるが、三重県の場合、実際にオンライン出席した際の事由は、どのようなものだったのか。また、それは公開で開催されるのか。

**応 答** 委員会は全て公開で、ネット中継も行っている。  
実際にオンライン出席した際の事由は、感染症の罹患であり、やむを得ず、御自宅から参加されたということである。

**質 疑** 陳情は委員会に付議しないという話があったが、三重県は従前から委員会に付議していないのか。  
また、三重県内の市町と県の双方に陳情書を提出する方もいると思うが、市町のやり方と県のやり方の整合性はどのように図っているのか。

**応 答** 陳情書について、過去を遡って調べたわけではないが、ここ10年から20年ほどは付議しておらず、請願と同じような扱いにしている例はない。  
また、県内の各市町の情報は持ち合わせていないが、県と各市町で無理に整合をとる必要はないと考えている。

**質 疑** 令和6年3月12日、教育警察常任委員会において、オンラインにより委員が出席した際の事由について確認したい。令和5年12月21日に条例を改正し、特例の対象を「育児・介護その他やむを得ない事由」に広げたとの

ことだが、「その他やむを得ない事由」には、一般常識から考えて仕方ないところが包括されると思う。今回3月12日にオンライン出席された委員は、「育児・介護の事由」によるものなのか、それとも「その他やむを得ない事由」によるものなのか。

**応 答** 「その他やむを得ない事由」になる。もともとはコロナ禍に感染症対策のため、委員会条例第十四条の二に出席特例としてオンライン参加について規定した。今年の3月にオンライン出席した委員も感染症が理由であった。

やむを得ない事由については、議会運営委員会等でも議論をしており、例えば、骨折で入院し、委員会への出席に支障がない体調ではあるが、病院からは出られない状況で、個室に入院しており、通信環境も御自身で対応ができる場合であれば、病室からオンライン出席してもらうなどが考えられる。

**質 疑** 「その他やむを得ない事由」によってオンライン出席がされた場合、三重県議会として、その履歴は記録していくのか。

**応 答** 今のところは1件だが、事務局で委員会事例集を作成しており、例えば今回のように初めてオンライン出席したということであれば、どのような事情であったのか記録している。今後も、誰がどのような事由でオンライン出席したのか、事務局で事例を整理していく。今後、オンライン出席の申出があり、委員長が判断する際の参考として、過去の事例を提示できるようにしている。

**質 疑** 神奈川県議会でもモニター画面を用意し、ZOOMで実施する際の音の拾い方等を検討し、試行したが、複数の人が話をすると分からなくなることがあった。委員会を開催する側として、どのようなシステムを使い、対応しているのか。

**応 答** システムはZOOMを使っている。委員長席の後ろに40インチぐらいのモニターを置き、オンライン出席の議員をそこに映すようにしている。オンライン出席の委員から見ると、委員会室の全景が映るため、現状のシステムでは、どの委員が発言しているかは都度、確認する必要があると思う。

今年度、委員会室を改修し、カメラをマイクに連動させて、発言している委員にズームするシステムを導入する予定である。このシステムの導入によって、オンライン参加する議員も、委員会室内で誰が発言しているのか分かりやすくなる。

質 疑 新しく導入するシステムは、具体的にどのようなものか。

応 答 固定カメラを委員向きと執行部向きの2台とし、それぞれがマイクと連動してズームアップするシステムを考えている。

質 疑 予算はどのくらいか。

応 答 予算は、マイクの改修も全て込みで1室当たり1,000万円ぐらいである。既に耐用年数を十分超えているシステムを使用している委員会室もあるため、マイクを総入れ替えするのに合わせて、カメラの増設や仕様の変更をする予定であり、大体1室当たり1,000万円となる。特別委員会室と議会運営室の2室はカメラ交換のみだが、総額は大体1億円ぐらいとなる。

質 疑 希望する議員に議案及び予算説明書の電子ファイルをUSBで提供しているとのことだが、どのくらいの議員が利用しているのか。

応 答 会派により異なるが、おおむね過半数の議員が利用している。結構利用されているという印象を持っている。

質 疑 USBは、三重県で用意したものか。神奈川県では、セキュリティ上の問題でUSBの使用は難しい状況だが、どのような仕組みなのか。

応 答 三重県の場合、USBにセキュリティをかけ、接続を制限するということは、議会も執行部も特段行っていない。事務局が、執行部から議案や予算説明書のデータを入手し、各会派専用のUSBにデータを保存し、そのUSBを各会派に置いておき、利用したい議員が御自身のパソコン等にUSBを接続して、データを入手するといった仕組みである。

質 疑 三重県議会では、本会議、委員会、それ以外の会議について、パソコン、タブレット端末、スマートフォンの使用は可能であり、パソコンは県から貸与されているもの、タブレット端末、スマートフォンに関しては、議員個人のものを持ち込み可という理解でよいか。

応 答 パソコンとタブレット（iPad）は、それぞれ1人1台ずつ配付されている。配付されているパソコンとタブレットは当然持ち込み可能だが、それとは別に、御自身で使用しているタブレットやパソコンの持ち込みも可能という規定となっている。

質 疑 議員個人のパソコンやタブレットの持ち込みは可だが、使用できる機能を「審議経過の記録や発言原稿とするためのワープロ機能」等に限定し

て、私的利用を排除する仕組みか。

応 答 お見込みのとおり。

質 疑 オンライン出席のあった委員会を初めて開催した際は、スムーズに行えたのか、そのときの状況を詳しく聞きたい。

応 答 実際に、オンライン出席のあった委員会を開催したのは3月だったが、それ以前の11月に模擬委員会を実施し、改選前もそのような場を設けていた。今回、オンライン出席した委員は、改選前から委員であったため、2回以上、模擬委員会に参加していたということもあり、当日も特段、トラブルはなかった。

また、模擬委員会の中で、異議なしの合図を送る際に時間がかかるとの指摘があったため、異議なしの場合は、その旨を記載した紙を用意し、カメラに映すことで、やり取りの時間短縮を図った。そのため、事務局が見ていた限りでは、スムーズにトラブルなくできたと感じている。

質 疑 神奈川県議会でオンライン出席があった場合、何が課題となるのか確認したかったため、質問した。

応 答 模擬委員会等で事前に検証を行っておけば、おそらく本番もトラブルはないと思う。ただ、特別委員会においてオンラインによる参考人招致を行った際に、通信環境が乱れたため中断したことがあり、通信環境が一番問題だと考えている。採決のタイミングで通信環境が乱れた場合（参加する委員の映像及び音声を確認できない状況となった場合）は、採決に参加できない等の規定にはしている。

質 疑 先ほど発言通告の電子メール提出が可能だという説明があったが、三重県議会では、発言通告に関して、議員は署名等は特にせず、電子メールに様式を添付して送るということになるのか。

応 答 発言通告書は様式が定められており、議員の記名は必要だが、署名の規定はない。電子メールが送信された際には、発言通告書に提出した議員の名前が記名されているかを確認するだけでなく、細部についても事務局が電話で確認した上で、間違いなく当該議員から提出されたという扱いをしている。

質 疑 電子メールでの提出に当たっては、議員があらかじめ登録している電子メールアドレスでやり取りをすることで、メールの真正性を担保しているということなのか。

質 疑 事務局があらかじめ把握している電子メールアドレス以外から送信されてもよいと考えている。受信する側のアドレスは、議事課のアドレスとしており、受信後、内容確認を含めて提出議員本人と電話でやり取りしているため、その確認ができた時点で、当該議員から提出されたものという扱いをしている。

質 疑 神奈川県議会でもオンライン化を検討する中で、議員の署名が必要な手続について、今後オンライン化する際に、どのように真正性を担保するかというところが課題と認識している。電子メールが署名の代わりになるのか、電子メールがきちんとその議員から送られたものかの真正性をどう担保するのかと想像していたが、三重県議会では、当該議員と議会でやり取りしているため、真正性が担保できるという考えでよいか。

応 答 発言通告書に関しては、議員の署名というよりは、どの議員からの発言通告書であるかをはっきりさせるために、定められた様式に通告者の氏名を記名いただき、それが紙ベースであれば手書きになり、電子ファイルの場合は、特段、提出証明等までは求めず、電子ファイルに記名して事務局に提出されるということになる。そのため、発言通告に関しては、厳密に書面という概念では整理していない。

質 疑 神奈川県議会では、陳情を審査しているが、それゆえ件数も多い。三重県では、受け付けた陳情書にコメント等は入れるのか。

応 答 陳情については、特段コメントはしていない。従来、陳情書としての処理は、標題が陳情書となっているもののみであったが、現在は、除外条件に該当しないものであれば、要望書、要請書等を含め、名称にかかわらず、全て原則陳情書として処理することとしている。

なお、除外要件としては、「提出者から議長供覧のみでよいと申し出があったもの」、「明らかに時期を失っていると認められるもの」のほか、「県において直ちに処理しがたいと判断されるもの」、「郵送等によるもの」等が挙げられる。特に、「郵送等によるもの」については、陳情書として処理しない。要は、郵送による陳情を認めておらず、本人が直接提出しに来たものだけを受け取るということになっている。

質 疑 発言通告書の記載内容は、議会によって異なるが、神奈川県の場合、特に一般質問の通告書には、発言の要旨を記載して提出している。議会によっては、いわゆる質問のタイトルだけで通告とするところもあると思うが、三重県の場合、この通告書の記載内容は、どこまで求めているのか。

応 答 どちらかという、タイトルのようなものに近い。

質 疑 神奈川県の場合、通告の期限は、3日前という申合せになっている。人数や質問者数も違うと思うが、三重県の場合、通告期限が質問日の3日前ということで、特に執行部の答弁準備の負担はないのか。

応 答 今は質問日の3日前午後1時となっているが、昨年、執行部からの要請もあり、改正したものである。それ以前は前々日の午後1時であり、さらにその前は前々日の午後5時であった。前々日の午後5時が、前々日の午後1時になり、去年、3日前の午後1時になったという状況である。

また、三重県の場合、通告書の記載自体は、項目、タイトルに近いようなものだが、通告を出した後、質問内容を確認する場を設けている。そこで、議員の細かい意図や細かく答えてもらいたい内容、議員が一番課題と思っている点等を伝え、執行部はそれを踏まえて、答弁を用意する流れとなっている。

質 疑 質問通告の締切日も余裕を持つようになってきたとのことで、これもコロナ禍における様々な状況の変化に応じた対応と働き方改革の一貫であると思う。オンライン化やITを活用した取組、時間のマネジメントなどについて、今後、変えていく必要があるという問題意識があれば、これまでの工夫と今後について、象徴的なものをお聞かせいただきたい。

応 答 通告書の期限を例にとると、もともと前々日の午後5時だったところ、前々日の午後1時に早めた改正が以前一度あり、そのときは、働き方改革が主な要因であった。その後、前々日の午後1時を3日前の午後1時にした規定を整備したが、実態としてはコロナ禍における執行部の負担軽減ということで、規定までは変えず、議会運営委員会での確認で、前々日を3日前に読み替えていた。去年、コロナが5類になり、コロナは通常対応になったが、執行部としては引き続き3日前の午後1時でお願いしたいという強い要請があり、それを議会のほうで検討し、規定も3日前の午後1時にする改正をしたのが去年である。去年の対応は、コロナの部分と働き方改革を合わせた改正になる。

今後、執行部から通告期限をもう少し早くして欲しいという要請が出てくる可能性はあると考えている。議員の中でも通告期限を3日前とすることに対する意見は様々あり、例えば3連休を挟む際、3日前にするとかなり早く出さなければいけないため、そのときは再度、議会運営委員会での検討が必要ではないかという意見もある。議論を重ねながら、課題が出てきた際に対応していく必要があると考えている。

そのほか、コロナ禍を経て、本会議は1時間ごとに休憩を10分間取るよ



うにしており、コロナが5類になってからも同様に進めている。委員会も同様である。そのため、コロナ禍以前は本会議を大体午前10時に開会し、12時までに一般質問が2人、午後から2人続けてやっていたが、1人ごとに休憩が入るスタイルとしている。また、委員会における参考人招致で、オンラインを活用しており、三重県の場合、東京から有識者の方をお招きすることが多いが、オンラインで出席いただくことも増えてきている。

**質 疑** 委員会のオンライン出席も含めて、一番大切なことは、最終的な採決だと思っている。議案の説明や請願の説明、討論はオンラインでも可能だが、採決については、議会によっては全員対面で、出席で採決する議会もある中、三重県議会では挙手をして、それを画像で確認することでオンラインの採決も可能としていると思われる。この件について、様々な議論があったと思うが、いかがか。

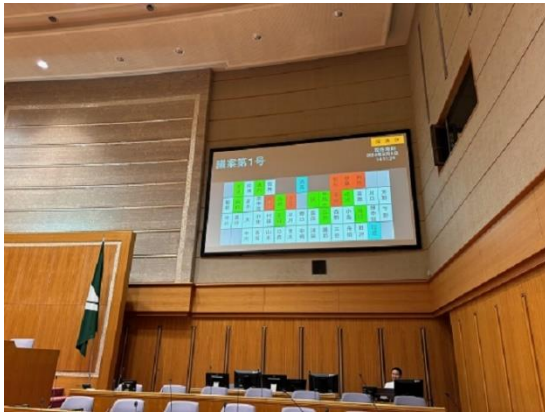
**応 答** コロナ禍になり、令和2年ぐらいから委員会や代表者会議、議会運営委員会の場でオンラインの模擬会議を何度か行っており、合意形成をする際の簡易採決についても試行を重ねていたのも、オンライン出席議員の採決の検討は比較的スムーズに進んできたと感じている。



(7) 委員長挨拶

(8) 委員会室及び議場視察、電子表決システムの模擬体験





## (9) 調査結果

当県議会では、地方自治法の一部改正に伴い、議会における手続のオンライン化を可能とするため、会議規則を改正（令和6年4月1日施行）し、規定を整備したところであり、現在、議会における手続のオンライン化について実務面の検討を行っているところである。

一方、三重県議会では、法改正以前から電子メールによる発言通告書の提出を認めており、発言通告書への議員の署名は提出要件としていないことから、紙で提出する場合、議員は通告書に署名をするが、電子メール提出の場合は、通告書に記名しているとのことであった。また、発言通告書を電子メールで提出する際は、提出後、議員と議会事務局の電話によるやり取りにより、本人確認を行っているとのことであった。

また、議案及び予算説明書については、電子ファイルを各会派備付けのUSBを通じて提供し、おおむね半数程度の議員が利用しており、紙の議案及び予算説明書は、希望する議員のみの配付としていることから、紙の削減や配付作業の省力化に寄与しているとのことであった。

請願書及び陳情書の提出に係る手続のオンライン化については、現在検討中とのことである。陳情書の取扱いについては、議長が必要と認めるものは請願書の例により処理される（委員会付託される）こととなっているが、これまで委員会に付託された例はなく、関係委員会委員長に一覧表を配付するにとどめており、本県議会とは異なる取扱いであった。

また、委員会のオンライン出席については、実際に、令和6年3月の常任委員会において、委員がオンラインにより出席した事例があるとのことであった。

質疑応答では、三重県議会で使用しているオンライン委員会の機材やシステムについて確認することができ、オンライン委員会をスムーズに進めるため、採決時に「異議なし」と記載した紙をカメラで映す等、オンライン委員会開催時の課題や工夫点についても確認することができた。

これら三重県議会における議会運営、議会における手続のオンライン化に関する取組及び委員会のオンライン出席の事例は、今後、当県議会において議会運営、発言通告書等の議会の手続のオンライン化の検討及びオンラインを活用した委員会運営を行う上で、大いに参考となった。

### 3 滋賀県議会

#### (1) 調査目的

滋賀県議会では、議会における手続のうち、陳情書の提出及び発言通告書の提出について、令和3年からオンラインを活用した手続を可能としている。

また、令和6年4月に、オンラインを活用した委員会が開催できるよう委員会条例を改正したところであり、常任委員会等での実績はないが、議会改革検討委員会でオンライン出席の実績がある。

そこで、今後、当県議会においても、発言通告書をはじめとする議会における手続のオンライン化を検討する際の参考とするため、また、実際に委員会のオンライン出席があった場合の運営の参考とするため、滋賀県議会における取組を調査するとともに、議会運営に関する取組を把握し、当県の議会運営の向上に資するものとする。

#### (2) 滋賀県議会事務局出席者

議会事務局事務局長、議事課長、政策調査課長、議事課参事、議事課課長補佐、総務課係長ほか

#### (3) 委員長挨拶



#### (4) 滋賀県議会事務局（事務局長）挨拶

#### (5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

- ア 議会の構成
- イ 会期
- ウ 議会運営委員会
- エ 本会議の運営
- オ 委員会
- カ 議案の説明に係る協議等の場
- キ 請願書及び陳情書について
- ク 議会改革の取組状況
- ケ 滋賀県議会における手続のオンライン化の状況

#### (6) 質疑応答

質疑 議会改革検討委員会で実際にオンライン出席した委員がいたとのことだが、その際の課題や利点があればお聞きしたい。

応 答 昨年度、常任委員会等ではないが、議会改革検討委員会で、コロナに感染された方からオンライン出席の申出があり対応した。実際やってみて一番課題だと感じたところは、委員会室側の準備はできていたが、オンライン参加する議員が慣れてなかったため、ZOOMでの参加がうまくいかず、事前に何度も電話でやり取りすることとなった。当日は何とか実施できた。

質 疑 神奈川県でも、Side Booksを利用しているが、神奈川県は私有端末の使用は不可としている。滋賀県では、Side Booksの私有端末の利用を可能としたとのことだが、これまでの検討状況と、実際に利用する議員の声をお教えいただきたい。

応 答 滋賀県のタブレットは重く、自宅で資料を見る際、重いタブレットを持ち帰る必要があった。議員から家にあるパソコン等で資料を見ることができると大変ありがたいという声があり、検討した結果、希望する議員にIDとパスワードを渡し、それによって家や移動中の新幹線でも資料を見ることができるようになった。滋賀県の場合は、利便性を図るという意味で私有端末の利用を可としたところである。

質 疑 委員会のオンライン出席の事由について、「委員長は、委員が、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他委員の個人の責に帰すことができない事由または育児、介護その他のやむを得ない事由により」とのことだが、この「個人の責に帰すことができない事由」と「その他やむを得ない事由」は同じ意味で解釈されると思うが、入れた理由は何か。

応 答 1点が大規模な災害の発生や感染症のまん延であり、そういった類いのものは、基本的には個人の責に帰すことができないくりである。例として、大規模な災害の発生や感染症を挙げており、それ以外にも考えられるということで記載している。もう1点の大きなくくりは、育児、介護であるが、それに限定せずに、その他やむを得ない事由も記載している。

質 疑 今後、オンライン出席は時代の流れとともに増えていくと思うが、オンライン出席の理由等は記録しておくのか。

応 答 年間の件数は多くないと想定しているが、実際に開催された際は、しっかりと次に引継ぎできるようにしていきたいと考えている。

質 疑 滋賀県議会では、委員会のインターネット中継は実施してないとのこと。神奈川県議会は、インターネット中継を見ながらオンライン出席することも可能であるが、実際、インターネット中継を実施していない中で、

オンライン出席する側はどのような形で進めようとしているのか。

応 答 基本的には、委員会室の風景をカメラで映し出すため、自宅からオンラインで出席する委員は、その委員会室の風景や条件は分かる。

質 疑 オンライン出席がある際、採決等も想定されると思うが、委員長が採決する際、画面でどのように映すのか確認したい。

また、神奈川県は、集音マイクで音を取っているが、滋賀県議会の委員会室の設備費は、どれぐらいの予算がかけられているか確認したい。

応 答 オンライン出席の際には、ZOOMを使用するため、委員会室にもカメラを設置し、お互い動画で状況を確認しながら進行している。そのため、採決時、委員会室で各委員がどのような採決行動を取っているかは、オンライン出席している委員にも伝わるようになっている。

予算面では、今年度もう一式購入する予定だが、フルセットでおおよそ60万円ぐらいの予算を取っている。議会改革検討委員会で初めて実施した際は、委員長と委員に向かってそれぞれモニターがあり、オンライン出席委員が映っている状況で実施した。

質 疑 滋賀県議会における手続のオンライン化に当たって、署名・押印が課題として挙げられており、神奈川県議会でもそこが課題だと認識している。その中で、発言通告の提出をオンライン化しているということであり、既に押印や署名なしで手続が行われていると思うが、通告書の提出に際しての本人確認は、各議員に割り振られたメールをもって行っているのか。

また、今、署名・押印が必要な手続は、滋賀県議会ではどのようなものがあるのか確認したい。

応 答 1点目の通告書の提出については、本人確認の意味もあるが、メールが届いてないということを防ぐために、メールを送った際、電話で連絡いただきたいと議員にお願いしている。その電話で、確実に届いたことも併せて確認している。

また、現在、滋賀県議会では押印が残っているものは基本的にない。請願の提出で紹介議員の署名を必要としているため、その署名は残しているが、請願書提出者には署名を求めている。その他、議員提出議案の提出については、引き続き署名をいただいている。

質 疑 署名が残っている議員提出議案について、今後、例えば電子署名をする等、どのように本人確認をするかが課題ということか。

応 答 お見込みのとおり。

質 疑 通年議会を実施している中で、臨時会が極力なくなるということは、機動的に会議を開催でき、極めて合理的だと思う。当県議会も臨時会の開催で議会運営委員会を何度も開催しながら苦労した経験があるが、会期外の臨時会は、コロナ禍にあっても開催されなかったということか。

応 答 4月の下旬から3月の下旬までが定例会の会期になっており、臨時会を開くタイミングは3月末と4月頭くらいのため、基本的にはなかった。

質 疑 代表質問は一括方式、一般質問は一括・分割・一問一答の選択肢になっているが、一般質問も働き方改革の考え方で、議会運営委員会で議論され、30分から25分に短縮されたという話があった。

一方で、今の質問の方法について、時間にある程度、余裕がある代表質問は一括方式のみで、さらにタイトな質問時間（25分）の一般質問は選択制ということだが、この考え方はどういうところから導き出されたのか。

応 答 一般質問で一問一答方式を導入したタイミングが、前知事であり現参議院議員の嘉田由紀子氏が知事になられたときであった。その際、質問と答弁がかみ合っていないのではないかと議会側から御指摘があり、そうした経緯で導入した。現在は、半数以上の議員が一問一答方式を採用しており、最初は時間配分が難しい部分があったが、今は皆さん大体慣れてきたため、おおむね25分という時間の中で円滑に運用されている。

質 疑 オンライン化も含め、様々な議会運営の効率化や、執行部・事務局の負担軽減を両立しながら苦労して今に至っていると思うが、先ほどの一般質問の時間を30分から25分に短縮したことによる効果はどうか。

また、30分の場合と25分の場合の具体的なタイムスケジュール、タイムマネジメントを確認したい。

応 答 6月から本実施しているが、令和5年の2月定例会からおよそ1年間、試行期間を設けてやってきた。効果として、時間的なもので言うと、質問者数が1日7人の場合、終了時刻は71分短縮ができた。8人の場合は平均終了時刻となるが、94分短縮でき、おおむね1日当たりの質問者数が8人ぐらいまでの場合は、短縮されているというのが数字的にも確認できる。

ただ、滋賀県議会は、一般質問の人数制限がなく、9人や10人の日もあるため、その場合は、昨年度実績で言うと17時を回っている。そういったところの課題は残っている。

質 疑 オンライン出席する側の議員が、ネット環境の担保や私有タブレットのセキュリティ対策を講じようとする費用が発生するが、政務活動費等を

充当するなどの配慮は考えているのか。

応 答 セキュリティについては、既存のウイルスバスター等を入れるよう案内しており、政務活動でも対応できる。安定した電波については、100%の担保は得られないので、そこは難しいと思っている。

質 疑 議員室とはどういう部屋か。

応 答 本県では、各定例会の初日の本会議前に議員全員が集まり、議長から様々な報告をする全員協議会という場があるが、基本的にはそれを議員室で行っている。その他、合同の委員会等、規模が大きく、委員会室ではできない場合に利用したり、各会派の行事等で利用している。

質 疑 Side Booksの私有端末での利用を希望者に限り認めているとのことだが、現状、何人ぐらいの議員が希望しているのか。

また、IDとパスワードを付与し、そのIDとパスワードがあれば、個人所有のパソコンでも、タブレットでも、モバイル端末でも見ることができるのか。あるいは、端末ごとに認証番号等があると思うが、電子証明書等を発行して、セキュリティを確保しているのか。

応 答 約3分の1の議員が申請しており、半分弱までは至っていない。  
また、電子証明書までは発行していない。

質 疑 オンライン出席で最も重要なことは、オンライン出席した人も含めて採決をしっかりとできるかだと思っている。オンライン出席を可能とする事由の中で、例えば、感染症のまん延や大規模災害は、物理的に登庁できず、長期間の登庁負荷がかかると思う。その他、育児や介護も事由に入っているが、育児や介護は一過性ではないが、何らかの形で都合がつくと考えている。いろいろな議会を調べてみると、採決だけは集まって行う議会が多い中、採決に関して何か議論はあったのか。

応 答 オンライン参加を認める要件は大きく二つであるが、かなり限定的である。例えば、育児や介護は、基本的には、まずは御本人が自らの責任で育児や介護ができる環境をつくるのが大前提であるが、どうしてもこの日だけはどうしてもならないという場合に限り、認めるという議論が一定あった。その他、大規模災害等については、オンライン出席するかという議論の前に、まず、委員会自体をその日に開くか否かを検討し、別日に開けるのであれば、別日に開くというのが選択肢としてはあると考えている。

採決については、実際に模擬委員会を実施し、どういう形で採決すれば間違いなく御本人の意思確認ができるかを事前にいろいろ試してみて、実

際に導入している。採決について、それ以上の議論はなかった。

質 疑 本会議のオンライン出席については議論しているか。

応 答 本会議については、オンライン出席の検討を行っておらず、現時点では必要性はあまりないと考えている。



#### (7) 委員長挨拶

#### (8) 議場視察





## (9) 調査結果

当県議会では、地方自治法の一部改正に伴い、議会における手続のオンライン化を可能とするため、会議規則等を改正し、規定を整備したところであり、請願書・陳情書については、令和6年4月1日から提出者の署名又は押印を不要としている。今後、請願書・陳情書については、その他の議会における手続と並行してオンライン化を検討していくこととしている。

一方、滋賀県議会では、会議規則等を改正し、令和3年度から請願書・陳情書の署名・押印を不要とするとともに、「滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程」を定め、陳情書の提出や発言通告書の提出に係る手続をオンライン化している。

陳情書については、持参のほかメールでの提出も可能としている。陳情の取扱いについては、要点をまとめた陳情一覧表を議場配付し、採否は決せず、所管委員会に原本を参考送付しており、陳情の審査を行っている当県とは取扱いが異なる。オンライン化後の陳情書の件数は、増加傾向にあるが、特定案件に係るものもあり、一概にオンライン化のみの効果とは言えないとのことであった。当県の状況と比較しながら、オンライン申請の方法を確認することで、陳情書の提出のオンライン化がより明確なものとなり、理解をさらに深めることができた。

発言通告書については、国の押印見直しと合わせて、令和3年から電子メールでの提出も可能としている。発言通告書は、電子メールと紙、どちらで提出する場合も通告書への署名は要件となっておらず、記名で対応しているとのことであり、本人確認については、電子メール送信後に議員から電話連絡してもらうことにより、メールの受信状況と併せて確認しているとのことであった。

なお、手続のうち署名が必要な手続として、請願書については、提出者からの署名は求めているが、紹介議員の署名を引き続き必要としており、また、議員提出議案の提出に当たって署名を必要としているとのことであった。これらの署名が必要な手続については、署名に代わる本人確認等手法の検討が課題とのことであった。

これら滋賀県議会における議会運営及び議会における手続のオンライン化に関する取組等は、今後、当県議会において、議会運営及び議会における手続のオンライン化を検討する上で、参考となった。